

(車幅灯)

第32条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第34条の規定並びに細目告示第45条、第123条及び第201条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車（二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20キロメートル毎時未満の軽自動車並びに小型特殊自動車（長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。以下第36条第1項第1号、第37条第1項第1号、第42条第1項第1号及び第44条第1項第1号において同じ。）を除く。）の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。ただし幅0.8メートル以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。
- 二 車幅灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 車幅灯は、夜間にその前方300メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 車幅灯の灯光の色は、白色、淡黄色又は橙色であり、そのすべてが同一であること。
 - ハ 車幅灯の照明部は、車幅灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15度の平面及び下方15度の平面並びに車幅灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より車幅灯の内側方向45度の平面及び車幅灯の外側方向80度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。
- 三 車幅灯は、前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、同号ハに係る部分を除く。）に掲げた性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあっては、同号に掲げた性能のうち同号ハの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては同号ハの基準中「外側方向80度」とあるのは「外側方向45度」とする。）を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上となるように取り付けられていること。
 - ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える車幅灯はその照明部の中心が地上2メートル以下となるように取り付けられていること。
 - ハ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内（被牽引自動車にあっては、150ミリメートル以内）となるように取り付けられていること。
- ニ 前面の両側に備える車幅灯は、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。ただし、前面が左右対称でない自動車の車幅灯にあっては、この限りでない。
- ホ 車幅灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、最高速度35キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに車幅灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。

- へ 第29条第1項第4号ニ括弧書の自動車に備える車幅灯は、前照灯又は前部霧灯が点灯している場合に消灯できない構造でなければならない。
- 四 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯は、方向指示器又は非常点滅表示灯を作動させている場合においては、前号への基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造でなければならない。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条 項
一 昭和35年9月30日以前に製作された自動車	第1号
二 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号ロ
三 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第2号ハ及び第3号ホ

- 3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年9月30日以前に製作された自動車	第1号ただし書き	幅0.8メートル以下の自動車にあつては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯	すれ違い用前照灯
二 昭和48年11月30日以前に製作された自動車	第2号イ	400ミリメートル	650ミリメートル
	第3号へ	300メートル	150メートル
	第4号	第29条第1項第4号ニ括弧書の自動車に備える車幅灯構造でなければならない。	車幅灯 構造でなければならない。ただし、すれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400ミリメートル以内となるように取り付けられている場合であつてその側の車幅灯を備えたときは、当該車幅灯については、この限りでない。
三 昭和35年10月1日から昭和48年11月30日までに製作された自動車	第1号ただし書き	幅0.8メートル以下の自動車にあつては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯	すれ違い用前照灯
四 平成8年1月31日以前に製作された自動車	第3号イ	上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上	中心の高さが地上2メートル以下

五 平成8年2月1日 から平成17年12月31日 までに製作された自動車	第3号イ	上縁の高さが地上2.1メートル以下、下縁の高さが地上0.35メートル以上	上縁の高さが地上2.1メートル以下
六 平成17年12月31日 以前に製作された自動車	第2号イ	あり、かつ、その照線は、他の交通を妨げないものであること。	あること。
	第3号	前号（大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあつては、同号ハに係る部分を除く。）性能（車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75メートル未満となるように取り付けられている場合にあつては、同号に掲げた性能のうち同号ハの基準中「下方15度」とあるのは「下方5度」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量3.5トン以下のものの前部に取り付けられている側方灯が同号ハに規定する性能を補完する性能を有する場合にあつては同号ハの基準中「外側方向80度」とあるのは「外側方向45度」とする。）	前号
	第3号ニ	車両中心面に対して対称の位置	左右同じ高さ

- 4 平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23.の規定は、適用しない。
- 5 平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示別添58 3.9.の規定は、適用しない。
- 6 平成18年1月1日から平成21年10月14日までに製作された自動車については、細目告示第45条第1項、別添52 2.13.及び別添58 3.7.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成20年国土交通省告示第1217号）による改正前の細目告示第45条第1項、別添52 2.13.及び別添58 3.7.の規定に適合するものであればよい。
- 7 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成21年国土交通省告示第771号）による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合するものであればよい。

- 8 保安基準第34条第3項及び細目告示第45条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 9 平成18年1月1日から平成24年10月23日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3.27.の規定は、適用しない。
- 10 保安基準第34条第3項及び細目告示第45条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 11 保安基準第34条第3項及び細目告示第45条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 12 平成29年11月17日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第45条、第123条及び第201条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第1078号）による改正細目告示第45条、第123条及び第201条の規定に適合するものであればよい。
- 13 平成32年6月14日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車については、細目告示第45条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第45条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 14 保安基準第34条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第45条第1項並びに別添52 4.11.2.及び4.11.8.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第45条第1項並びに別添52 4.11.2.及び4.11.8.の規定に適合するものであればよい。